

条約等の資料は基本的に正文で引用する。日本語訳が必要な場合は、『ベーシック条約集』『国際条約集』など日本語条約集の 2018 年版を参照すること。ただし、講義では英文を用いるので、英文は必ず持参すること。

1. 国際人権法の成立経緯

なぜ人権を国際法が扱う必要があるのか。国際法が人権（らしきもの）を扱った例を探して歴史をたどればかなり古くまで遡ることができる¹とはいえ、現代につながる流れは第二次大戦終結と共に生じた。象徴的なのは、[国際連盟規約](#)は人権について一切触れていないのに対し、国際連合憲章には多少なりとも言及があることである。では、国連憲章前と後とでは何がどう違うのだろうか。

(1) 国連憲章前

たとえば、以下の諸規定を見てみよう。これらは、「人権」に関する規定と考えるのが適切だろうか。また、どのような理由によりこのような規定が導入されたのだろうか。

- 1648 年オスナブリュック条約（原文ラテン語）

「第 5 条第 35 項は[帝国等族]に従属する臣民について別個の原則規定を設けている。即ち、カトリック派信徒又はルター派信徒である臣民は『宗教を理由として何処においても侮辱されず…… [中略] …… [商人および職人組合への参加や他の市民生活上の権利について] 同一市民の権利と同様の平等な正義及び保護に基づき処遇されるものとする』とされている。」²

- 1878 年ベルリン条約³

Art. 26. L'indépendance du Monténégro est reconnue par la Sublime Porte et par toutes celles des Hautes Parties contractantes qui ne l'avaient pas encore admise.

Art. 27. Les Hautes Parties contractantes sont d'accord sur les conditions suivantes :

Dans le Monténégro, la distinction des croyances religieuses et des confessions ne pourra être opposée à personne comme un motif d'exclusion

¹ Dinah Shelton, [The Oxford Handbook of International Human Rights Law](#), Oxford, Oxford University Press, 2013. “Part II. Historical and Legal Sources”所収の各論文。[学外からのアクセス方法]

² 明石欽司『[ウェストファリア条約 その実像と神話](#)』（慶應義塾大学出版会、2009 年）277 頁。「オスナブリュック条約」については、同書 3 頁。

³ 露土戦争後の「東方問題」に関する条約。その外交史的意義については歴史の教科書等を参照されたい。条文の出典は Pierre Albin, [Les grands traités politiques](#), Paris, Alcan, 1911, p. 204. ここではモンテネグロに関する規定のみ採り上げたが、類似の規定はセルビア（34 条・35 条）及びルーマニア（43 条・44 条）についても置かれている。

ou d'incapacité en ce qui concerne la jouissance des droits civils et politiques, l'admission aux emplois publics, fonctions et honneurs ou l'exercice des différentes professions et industries, dans quelque localité que ce soit. La liberté et la pratique extérieure de tous les cultes seront assurées à tous les ressortissants du Monténégro aussi bien qu'aux étrangers, et aucune entrave ne pourra être apportée soit à l'organisation hiérarchique des différentes communions, soit à leurs rapports avec leurs chefs spirituels.

[仮訳]

26 条 モンテネグロの独立は、トルコ及びモンテネグロの独立をこれまで承認していない全ての本条約当事国により、承認される。

27 条 本条約当事国は、以下の条件に合意する。

モンテネグロにおいて、宗教上の信条及び宗派の違いは、市民的及び政治的権利の享有、公務公職への就任あるいは称号の付与、種々の職業への就職や産業の経営について、いかなる場所においても、誰に対しても、排除あるいは無能力の理由としてはならない。全ての宗教の自由と外的な実践は、全てのモンテネグロ人にも外国人にも保障され、様々な宗教団体の階層組織に対しても、それぞれの宗教上の長との関係に対しても、いかなる妨害も加えられてはならない。

● 1919 年連合国対ポーランド条約⁴

Art. 2. Poland undertakes to assure full and complete protection of life and liberty to all inhabitants of Poland without distinction of birth, nationality, language, race or religion.

All inhabitants of Poland shall be entitled to the free exercise, whether public or private, of any creed, religion or belief, whose practices are not inconsistent with public order or public morals.

Art. 7. All Polish nationals shall be equal before the law and shall enjoy the same civil and political rights without distinction as to race, language or religion.

Differences of religion, creed or confession shall not prejudice any Polish national in matters relating to the enjoyment of civil or political rights, as for instance admission to public employments, functions and honours, or the exercise of professions and industries.

No restriction shall be imposed on the free use by any Polish national of any

⁴ Treaty between the Principal Allied and Associated Powers (USA, UK, France, Italy and Japan) and Poland, signed at Versailles, 28 June 1919, [Consolidated Treaty Series](#), vol. 225, p. 412. この時期の少数者保護については、田畑茂二郎「所謂小数 [ママ] 民族の国際法主体性に就て (一) ～ (三・完)」法学論叢 38 卷 (1935 年) 3 号 421 頁、4 号 745 頁、6 号 1121 頁、篠原初枝「国際連盟と少数民族問題」アジア太平洋討究 24 号 (2015 年) 71 頁。

language in private intercourse, in commerce, in religion, in the press or in publications of any kind, or at public meetings.

Notwithstanding any establishment by the Polish Government of an official language, adequate facilities shall be given to Polish nationals of non-Polish speech for the use of their language, either orally or in writing, before the courts.

(2) 国連憲章以後

国連憲章にはなぜ人権への言及があるのか、[国連憲章](#)前文・1条・55条のそれぞれ全体を読み、考えてみよう。

通説的説明は、以下のようなものである。

1930年代に入り、ファシズムやナチズムといった全体主義理念を信条とするイタリアやドイツ、それに日本といった、国内において人権や基本的自由を抑圧する三国がいわゆる枢軸国として反共同盟を結成して、国際社会の安定を乱す要因となり、その結果ついに世界大戦が勃発した〔……〕。

そうした関係から、国内において人権を抑圧する国は、国際社会においてもルールを尊重せず、侵略や破壊行動に出る危険性があるというふうに見られることになり、国際社会の安定を保ち、平和を維持するためには、国内における人々の人権が十分守られる体制を確保する必要があることを、強く人々が認識するようになったのである。

〔……〕第二次大戦は、連合国にとって、まさに民主主義を擁護し、人権を守るための戦いともいうべきものになったのである。⁵

たしかに、連合国(the United Nations)の戦争目的は、大西洋憲章・連合国宣言に見られるとおりであり、そこには人権への言及が見られる。国連の活動についてまとめた公式年鑑である [Yearbook of the United Nations](#) の初めての巻 [1946-1947 年版の冒頭](#) にまず連合国宣言が、次いで大西洋憲章が掲載されており、それらの関係についても説明されている。これらが [Yearbook of the United Nations](#) の冒頭に掲げられていることはどういう意味を持つだろうか。

他方で、枢軸国側を見ても、たとえば大東亜共同宣言（[アジア歴史資料センター](#)の検索窓に B02032957800 を入力して検索）を読めば、言っていること自体には大差がないようにも思える。ここから考えて通説的説明を見直すとすると、どう言えるだろうか。

また、もう一つの説明として、次のようなものがある。この見解は国連憲章前文の“to promote social progress and better standards of life in larger freedom”という部分および 55 条に着目する。

まず、全世界規模での「生活水準の向上」と「完全雇用」の達成という経済目標の設

⁵ 田畑茂二郎『[国際化時代の人権問題](#)』（岩波書店、1988 年）23-24 頁。

定であるが、これはまさに戦後の「一般的国際機構」の設立とその「憲章」の作成を主導したアメリカ合衆国の戦後世界経済戦略の中心的項目であった。[……] その諸方策というのは、一口に言うなら、全世界にわたる海外市場の自由経済的復興・開発であり、実際に IMF、ITO/GATT のほかに、1944 年 IBRD [……] を設立して、強力に海外投資を推進することが図られてきている。とするならば、そのためには、植民地・従属地域をも含めて投資環境整備の基本的条件として、市民的権利の法的拡張が何よりも求められるわけである。⁶

この二つの見解は相互に排他的ではない。また、第三・第四の見解もあり得るだろう。講義までに自分なりの考えを深めておいて頂きたい。

さて、国連憲章発効（＝国連成立）後、憲章 68 条に基づく委員会（[国連人権委員会](#)）を構想するための準備委員会が設置され、そこで世界人権宣言案が作成された。最終的には国連総会で審議され、[総会決議 217\(III\)](#)として世界人権宣言が採択された⁷。[48-0-8 で採択](#)されており、棄権したのは東側諸国である。ソ連の反対意見⁸は多岐にわたるが、象徴的なのは 20 条（表現の自由）に対する批判である。主要部分を抜粋してみよう。

Complete freedom to disseminate ideas did not solve the problem of freedom of expression. There were dangerous ideas the diffusion of which should be prevented, war-mongering and fascist ideas, for instance. [...] That article also made no provision for the free dissemination of just and lofty ideas. If freedom of expression was to be effective, the workers must have the means of voicing their opinions, and for that they must have at their disposal printing presses and newspapers.

この件に関する東西対立の内容はどのようなものか。また、この東西対立は、上で考えた国連憲章に人権への言及があることの理由・原因に何らかの示唆を与えないだろうか。

その後、国連では法的拘束力ある人権文書（条約）の作成が続けられ、現在までに 9 本の主要人権条約([core international human rights instruments](#))が作成されている（[外務省・人権外交](#)⁹、[日弁連・国際人権ライブラリー](#)¹⁰）。この講義では、これら条約に基づく議論が中心となる。

2. 人権条約の構造

大まかに言って、人権条約は、実体規定(substantive provisions)・実施規定(provisions for implementation)・最終規定(final provisions)からなる。[市民的政治的権利に関する国際規約](#)（略称「自由権規約」）を例にすると、1 条～27 条、46 条・47 条が実体規定、28 条～45

⁶ 祖川武夫『[国際法と戦争違法化](#)』（信山社、2004 年）42-43 頁〔初出 1987 年〕。

⁷ 経緯の詳細は [UDHR research guides and resources](#) の資料を参照。

⁸ [総会第 180 回会期議事録](#) 854-857 頁。

⁹ 下の方の「主要人権条約」。日本が当事国になっていない条約は挙げられていない。

¹⁰ こちらも、日本が当事国になっていない条約は挙げられていない。

条が組織規定、48 条～53 条が最終規定である。また、[選択議定書](#)¹¹は 1 条～7 条が実施規定、8 条～14 条が最終規定に、[第二選択議定書](#)は 1 条～6 条が実体規定、7 条～11 条が最終規定である。

実体規定については第 3 回以降の講義でそのいくつかにつき詳しく検討するが、とりあえず全体をざっと見ておいて頂きたい。おおよその内容は想像できるだろう。

3. 人権条約の履行監視——国家報告制度

第 1 回・第 2 回講義では、実施規定につき議論する。そして、今回は特に国家報告制度を取り上げる。

人権条約の実施を担当するのは、それぞれの条約により設置される¹²委員会である。自由権規約の場合、28 条以下にいう [Human Rights Committee](#)（自由権規約委員会¹³）である。その[構成](#)・活動については 28 条～39 条に定められている。

自由権規約を例にすると、国家報告制度は 40 条に定められている。条文を熟読した上で、その概要については国際法の教科書¹⁴や[国連人権高等弁務官事務所ウェブサイト](#)（“Consideration of State parties’ reports”）を参照されたい¹⁵。ここでは、より具体的に例を見てみよう。

すぐ上の国連人権高等弁務官事務所ページの右上の **Select a country** という欄で Japan を選ぶ。すると、**Reporting status for Japan** というものが出てくるので、そこで自由権規約(CCPR)をクリックすると、**Reporting Cycle** が出てくる。その VI (Session 111 (2014)) をクリックしてみる。ずらっと出てくるのが、第 6 回日本国家報告審査の関連資料である。それぞれの右端の **View documents** をクリックすると、委員会の作業言語でダウンロードできる。また、その一部については[外務省サイト](#)および[日弁連サイト](#)に仮訳がある。特に重要なものは以下の通り。

● State party’s report 日本の報告書

¹¹ 選択議定書は、その名の通り選択的であり、自由権規約当事国であっても選択議定書に参加する場合にはその旨の手続が必要である。また、当初は一つしかなかったので最初の選択議定書は単に「選択議定書」という名称だが、後に第二選択議定書が作成されたため、便宜的に「第一選択議定書」と呼ばれることもある。

¹² 経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約（社会権規約）についてのみ、条約本体ではなく[国連経済社会理事会決議により委員会が設置されている](#)。

¹³ 直訳すれば「人権委員会」であるが、かつての国連人権委員会(Commission on Human Rights)（上記）や、他の人権条約関連委員会と区別するため、日本語では「自由権規約委員会」と訳されることが多い。

¹⁴ 酒井啓亘ほか『国際法』（有斐閣、2011 年）第 5 編第 5 章第 5 節 3(1)。

¹⁵ より詳細には [Working methods](#) を参照。さらに、安藤仁介「政府報告書は規約人権委員会ではどのように審査されるのか」法学セミナー 457 号（1993 年）39 頁、安藤仁介「規約人権委員会による国家報告審査方法の進展」同志社法学 56 巻 6 号（2005 年）1489 頁、岩沢雄司「自由権規約委員会の履行監視活動」芹田健太郎ほか（編集代表）『講座国際人権法 4 国際人権法の国際的実施』（信山社、2011 年）183 頁。

- List of issues 委員会が特に示す要検討事項
- Reply to list of issues それに対する日本の回答
- Info from Civil Society Organizations NGO からの報告書¹⁶
- Concluding observations 委員会の最終所見
- Follow-up State Party's report 最終所見に対する日本の見解
- Follow-up letter sent to the State party それに対する委員会の見解
- Summary records 日本の報告書を受けての口頭審理議事録（最終所見作成前の審理）

このうち、少なくとも日本の報告書と委員会の最終所見とには目を通して頂きたい。

このようなやり方にはどのような効果が期待され、実際にどのような効果があるだろうか。また、何らかの改善の余地はあるだろうか。参考までに、[日本の国会](#)で以下のようやりとりがあった。

参議院法務委員会 2013（平成 25）年 11 月 5 日

○政府参考人（深山卓也・法務省民事局長）

ただいま御指摘がありましたように、嫡出という用語につきまして国連の各種人権委員会からその使用の撤廃を勧告されたことがあるというのは承知しております。

各種の人権委員会からの勧告に対しては、条約締約国として誠実に対処する必要があるのはもとよりでございますが、他方で、このような勧告は法的拘束力を有するものではないというふうにも理解しているところです。

衆議院法務委員会 2013（平成 25）年 11 月 20 日

○郡和子

十一月五日の参議院法務委員会で深山政府参考人が、「嫡出という用語につきまして国連の各種人権委員会からその使用の撤廃を勧告されたことがあるというのは承知しております。各種の人権委員会からの勧告に対しては、条約締約国として誠実に対処する必要があるのはもとよりでございますが、他方で、このような勧告は法的拘束力を有するものではないというふうにも理解しているところです。」と答弁されました。これでは、私は、法的拘束力がないので守らなくてもいいという誤ったイメージを与えることになるんじゃないかと心配をしております。

条約には、締約国の条約実施義務が規定されております。条約に適合しないから勧告されているのだ、そういうふうに思っております。条約は法律よりも上位にございます。条約に反する法律の見直し、これは当然だというふうに考えておるところです。

二〇〇八年の国籍法三条の違憲判決に続いて今回の違憲判決でも、国連からの勧告

¹⁶ 自由権規約人権委員会と NGO との関係については[委員会が方針を示している](#)。

が違憲判断に大変大きな影響を与えたものだというふうに思っています。裁判所が国連からの勧告を取り入れるようになってきているときに、政府参考人が法的拘束力がないということ自体、私自身は問題だというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○深山政府参考人

今御指摘ありましたとおり、十一月五日の参議院法務委員会におきまして私が答弁申し上げたとおり、国連の人権関係の各種委員会の勧告は法的拘束力を有するものではなくて、勧告を受けたことにより我が国が直ちに国内法整備の法的義務を負うものではないというふうに理解をしております。

先日の答弁はこのような趣旨を述べたものでございまして、これまでの政府の見解に基づくものでございますが、そのときも申し上げましたけれども、もとより、国連の人権関係の各種委員会の勧告につきましては、これを尊重すべきものだと理解をしております。

したがって、このような勧告に対しては、条約締約国として誠実に対処する必要はございますので、引き続き、国連の人権関係の各種委員会に対しましては、我が国の立場を丁寧に説明するなど、誠実に対応してまいりたいと思っております。

以上